

平成29年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧(都賀地域)

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
1	大橋	<p>【猪駆除について】 要望                      柵を設置しているにも関わらず、特に冬場に猪が家庭の庭や土手を荒らし、道や土手が崩れて修復することも困難な状況になっている。定期的な駆除を行うことを要望したい。</p>	<p>【都賀産業振興課】                      柵を設置しているが効果が得られないため、定期的な駆除を、とのことでございますが、銃による定期的な駆除をご要望と推察いたします。                      銃の使用は、その用途や状況、使用場所などが限定されており、「ワナにかかった獣の止め時の使用であること」、「銃使用禁止区域外での使用であること」、「安全が確実に確保される、一定の要件を満たした状況での使用であること」等の規制があることから、定期的に行うのは大変、困難であり、したがって箱ワナやくくりワナといったワナ猟での捕獲を中心に実施しております。                      そのため、大橋自治会を含め、大橋近辺に出没する猪の活動範囲である深沢、臼久保、木の西、仲坪自治会の周辺地域の市の対策としましては、山林や獣道等に、市所有の箱ワナを9基、猟友会員個人所有の箱ワナを20基前後、また、くくりワナを50箇所ほど設置し、捕獲しております。平成28年度の大橋とその周辺地域の捕獲実績は猪99頭、鹿12頭(都賀全体:猪189頭、鹿24頭)で、過去最高を更新しました。                      猪は野生鳥獣の中では学習能力が高く、警戒心が強いので、捕獲までには時間が掛かる生き物です。罠の設置と同時に、個人での柵設置、更に、地域全体で柵を設置し広範囲にカバーするなど、二重・三重の防衛策を実施していくことが重要と考えております。                      市では個人以外にも自治会等向けに補助率9/10で補助限度額100万円の獣害対策設備設置費補助金を整備しております。地域全体的に設置することは大変有効であり、近隣でも実際成果を上げている自治会もございますので、ご検討をお願いいたします。ご要望があれば、効果的な設置方法について講習会なども開催いたしますのでご相談いただければと思います。                      市といたしましても、柵等の設置、わな猟免許取得等に補助金での支援を引き続き行って行く他、猪を始めとした野生鳥獣による被害軽減に繋がるよう、県等の関係機関、猟友会や本年度より設置しました栃木市鳥獣被害対策実施隊と連携してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】                      [担当課: 都賀産業振興課 TEL:29-1104]</p>

平成29年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧(都賀地域)

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
2	木の北	<p><b>【県南広域的水道整備計画からの撤退を！】 質問・意見・要望</b>                      栃木県からの指導で、南摩ダム開発事業による水を栃木市にも利用するようにとの通達が来ていると聞く。                      また現在、栃木市の水道は100%地下水で賅っているし、今後も十分な地下水と聞いている。                      南摩ダムの表流水を使うことは、消毒による不味い水を栃木市民に飲ませることであり、浄水場、配管建設に伴う費用を水道料金に上乗せすることになる。一説には1.5倍くらいの水道料金になってしまう恐れもあると聞く。                      これから人口も減少していくし、水の使用量も減っていくと考えられる。不味くて水道料金が大幅に高くなる水を栃木市民に飲ませないようきっぱりと県に対して、断っていただきたいと考える。</p> <p><b>【当日再質問】</b>                      ①事前質問の再質問をします。南摩ダムから流れてくる表流水を水道水に使う計画があるということですが、市民に負担がかからないようなやり方をして欲しい。事前質問の回答には水道料金はまだどうなるかわからないと書いてありますが、料金が上がるならば参加を止めるのかお聞きしたいと思えます。                      ②私が聞きたいのは、水道料金の値上がりがかかったら参加を止めるのかということ。都賀町時代に青木隆尚町長が、農業用水に使ったら大変だということで参加を止めました。2001年6月19日の下野新聞に載りました。初めから利用者のためではなく、ダムを造るためにやっている感じがします。水は無ければ命まで奪ってしまうものですから、真剣によろしく願いいたします。</p>	<p><b>【総合政策課】</b>                      ご指摘のとおり、栃木市では現在、水道の水源は100%地下水に頼っています。しかし、長期的視点に立てば、地下水の枯渇や汚染などの可能性もないとは言えず、市民生活及び産業に不可欠な水を安定的に確保するという危機管理の観点から、表流水を使える権利も確保しておきたいと考えております。                      そのようなことから、本市は県が主催する、県南広域的水道整備協議会に参加しておりますが、現在のところ、県からは表流水を使うために必要な施設整備費等は示されておらず、水道料金がどうなるのかも未定です。表流水の使用については、今後提示されるこうしたデータに基づき議会や市民の皆さまの意見を聞いたうえで判断することになると考えています。</p> <p><b>【総合政策部長】</b>                      ①事前質問の回答のとおりではありませんが、南摩ダムの機能として、治水と利水があり、その中で栃木県として、利水の関係で表流水の権利を確保していくということで、栃木市も含めた県南地域で表流水を使っていくという計画が出来上がっております。栃木市は現在水道の水源を全て地下水に頼っているということを踏まえて、今後、危機管理上の観点からも、表流水を使う権利は持っておきたいという基本的な考え方のもとに、県の計画の考え方に賛同し、協議会に参加をしている状況です。今後そういった整備計画がどのように作られていくのか、条件がどのようになるのかについては県からは全く示されておりませんし、協議会もしくは下部の部会においても議論をされておられません。今後県から示される計画、調査等の内容を踏まえながら、栃木市としても検討していくことになると思いますので、そういった情報が出てきた時に、市民の皆さまにもきちんと説明したうえで判断していくことになると思います。</p> <p><b>【総合政策部長】</b>                      ②再度同じような回答になりますが、水道料金がどうなるかということもまだ分からない状態です。単純に、高くても水となれば誰でも嫌だと思えますが、そういった状況についても、今後検討することになります。おっしゃるように水というのは非常に重要な要素です。だからこそ危機管理上も必要だと思えますので、そういった点を踏まえて検討していきたいと思えます。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      [担当課: 総合政策課 TEL:21-2301]</p>

平成29年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧(都賀地域)

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
3	平川	<p><b>【空き家対策について】 質問</b></p> <p>①空き家が及ぼす防犯上の問題について                      近年放置されている空き家住宅を原因とした建物の倒壊や火災等により地域住民の安全な生活が脅かされることが問題となっている。                      今年度、平川自治会では地域の安心安全なまちづくりのため、自治会内の空き家や空き地等の調査を進めているところである。また、調査の結果に応じ、空き家等が存在する箇所の周辺を防犯パトロールの巡回箇所を追加し、より安心できるまちづくりを行うことを考えている。                      しかし、所有者が不明な空き家も多く、地域の安全を脅かしかねない空き家に対し、自治会等の地域住民のみの力で対応するのはやはり限界がある。                      国は、2015年に空き家の所有者に対し、強制解体等を命じることができるとの規定を盛り込んだ「空き家対策特別措置法」を施行した。                      本市においても「空き家バンク登録制度」等空き家に対する対策を講じているようであるが、今後空き家が及ぼす地域の防犯上の問題に対する影響への対策も含め、どのような計画を検討しているのかお伺いしたい。</p> <p>②空き家の活用方法について                      栃木市において空き家対策の条例等の法整備が進んでいるところだが、空き家の活用方法について、収入が低く、民間のアパートなどを借りることが難しい者に対して空き家を貸すなどの活用方法も考えられるだろう。                      収入の低い者を対象とした空き家の貸付け等空き家の活用方法について市の考えをお伺いしたい。</p> <p>③空き家に対する調査方法について                      「空き家をお持ちの方は住宅課までお問い合わせください。」との文書を拝見したことがあるが、空き家の所有者からの連絡待ちのような印象を受けた。連絡を待つだけでは、空き家への対策及びその活用は図れないと考える。                      そこで、栃木市が積極的な空き家調査を行い、所有者との話し合いを行うなどの迅速かつ有効な対策を図るべきと考えるが市の考えはいかがだろうか。</p>	<p><b>【住宅課】</b></p> <p>① 平川自治会におかれましては、空き家空き地等の調査を実施して頂くなど、日頃より本市空き家行政に対し深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。                      本市では、平成29年3月に「栃木市空き家等対策計画」を策定し、[1]使える空き家は活用してもらう[2]再利用できない空き家は解体し、敷地を活用してもらう[3]空き家のまま維持する場合は、適正に管理してもらう[4]新たな空き家の発生を抑制する、という4つの基本方針を定め、基本的に、使える空き家は空き家バンクを通して第三者に利用してもらうよう助言し、使えない空き家は解体補助制度を利用して解体するよう指導しております。                      中には所有者が不明又は遠方にお住まいで連絡が取れないなど、対応に苦慮することもあるかもしれませんが、調査して所有者を突き止め、解体に至ったというケースもありますので、空き家等でお困りの場合は、住宅課までご連絡くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>② これまで低所得者の方につきましては、市営住宅への入居をご案内してまいりましたが、栃木県は、民間賃貸住宅の空き室率が全国で2番目に高いというデータもあります。市としましては、今後は民間アパート等への入居を促進するため、関係団体と協議のうえ、民間アパート等空き室の活用についても検討してまいります。</p> <p>③ 市では、空き家担当職員を配置して、日々、調査・助言指導等を行っており、昨年度は、空き家バンク登録による空き家の活用と解体による空き家の除却で合わせて約200軒の空き家を処理いたしました。これは、県内では群を抜いた成果で、おそらく全国でもトップクラスであると思われませんが、現在市内には約2,000軒の空き家が存在しております。これらに対応するには、多くの時間と、空き家問題を解決すべき所有者本人の意識の向上が必要となりますので、事あるたびに「住宅課までおしらせください」というお知らせを繰り返し、所有者の方と接する機会を増やしておりますので、対応が必要な空き家がある場合は、ぜひ住宅課までお知らせください。</p>	<p>①【左記回答要旨のとおり】                      [担当課:住宅課 TEL:21-2451]</p> <p>【住宅課 TEL:21-2451】                      ②市営住宅の入居要件を満たす方が、市営住宅の代わりに民間アパート等に入居する場合、市営住宅使用料とアパート等の家賃の差額として、1月あたり2万円まで市が補助する制度を開始する予定です。平成30年度は360万円を予算計上。制度開始に向け、宅地建物取引業協会県南支部と協議を進めております。</p> <p>③【左記回答要旨のとおり】                      [担当課:住宅課 TEL:21-2451]</p>



平成29年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧(都賀地域)

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
4	平川	<p>【循環「ふれあいバス」の現況について】意見            仕事の関係で市内・県内市町・茨城県方面などに車で行くことが多く、各市町のバスの運行状況と本市を比較し、本市の時刻表を参考にしながら以下の意見を申し上げます。</p> <p>①栃木市のバスの乗車率は非常に悪く、1台で利用者が1、2人であるといった状況や利用者が誰もいないバスを見かけることがある。なぜこのような状況が発生するのか。</p> <p>②他の市町のバスと比べ、バスの循環回数が多いように見え、サービスがよすぎるのではと感じる。</p> <p>③現在の「ふれあいバス」の収支の状況はどのようになっているのか。</p> <p>④バスの小型化や運行回数、路線を減らす事も検討すべきではないかと思う。</p> <p>⑤「ふれあいバス」の今までの利用状況等を統計し、乗車率がアップするような時刻表の作成をお願いしたい。</p>	<p>【交通防犯課】</p> <p>①本市ふれあいバスにつきましては、主に各地域と栃木駅を結ぶ路線として、10路線の運行を行っております。</p> <p>利用状況につきましては、朝夕の時間帯では学生の通学を中心に多くの利用をいただいているところでありますが、日中の時間帯につきましては、ご意見をいただきましたとおり、まだまだ利用が少ない状況にあります。</p> <p>他市のバスと比較し、集落内を運行するなど路線の距離が長いこと、目的地まで時間がかかることや、複数路線が重複するルートがあることが主な理由と考えておりますが、年々利用者は増加している状況にありますので、引き続き乗車率の改善に向けたPRや、運行内容の見直しを行ってまいりたいと考えております。</p> <p>②バスの便数につきましては、各地域から本市の主要駅となる栃木駅への運行を中心としているため、栃木市街地周辺では、頻繁にバスが運行している状況にありますが、市町合併により市域が広大であるため、各地域におきましては、便数が限られている状況にあります。</p> <p>③運行経費に対する運賃収入の割合である「収支率」につきましては、平成28年度の実績として8.7%であります。</p> <p>④10路線中、金崎線、大宮国府線の2路線につきましては、過去の利用実績から既に14人乗りの小型車両を導入しております。</p> <p>また、運行回数、路線につきましても、毎年運行ルートやダイヤの見直しを実施し、利用の少ない19時以降の減便や、一部運行ルートの廃止を実施しております。</p> <p>⑤今後におきましても利用状況や鉄道ダイヤ改正等を踏まえ、市民の皆様がより利用しやすい時刻の設定や、効率的な運行を含めた路線の見直しを行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】            [担当課:交通防犯課 TEL:21-2153]</p>

平成29年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧(都賀地域)

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
5	中新田	<p>【つがの里花彩祭開催中の出店拡大について】要望 つがの里花彩祭が始まった当初は、飲食の売店が軒を連ね、桜の花の下で家族連れや団体客で賑わい、園内が活気に溢れていたが、今年の花彩祭を見る限りでは、売店も数が少なく、来場者の盛り上がりにも欠ける印象であった。来年からは売店の数を増やし、栃木市の観光スポットとして、大勢の来場者に満足して頂ける花彩祭となるよう市に要望いたします。</p>	<p>【都賀産業振興課】 つがの里花彩祭についてのご要望ありがとうございます。ご指摘のとおり、出店しております売店の数は徐々に減少し、ここ数年は急激に減少してしまいました。 このため、実行委員会では常設(毎日出店)売店ではなく、土曜、日曜日のみのテント出店売店の募集等出店売店の増加を図ってまいりましたが、当初のような売店出店回復は得られませんでした。 また、当初よりご協力をいただいておりますが、出店組合の方々も、開設より20年以上を過ぎ、経営者の高齢化、屋台の老朽化や廃業により平成28年度には解散の状況となっております。 しかし、つがの里花彩祭開催中の出店拡大については重要な課題でありますので、今後は、つがの里花彩祭実行委員会の皆様と一丸となりまして、売店の増加も含めまして、大勢のご来場者の方々にご満足していただけます花彩祭の開催を検討してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:都賀産業振興課 TEL:29-1104〕</p>
6	中新田	<p>【旧セイコープレジジョン売却斡旋について】要望 旧セイコープレジジョン栃木事業所の工場が閉鎖されてから、7、8年ほど経過した。この間、売却に向けて交渉等を進めていると思うが、進展が見られないように思う。市として、現時点での進捗状況を把握していただければありがたい。 また、周辺住民からも長期に渡り工場が閉鎖され、使用されない状況が続くことは、周辺地域の環境が悪化するのではないかという懸念の声も上がってきている。売却の早期解決に向けて市が斡旋するといった対応を要望する。 なお、旧セイコープレジジョンが移転される前は、都賀東中学校として当該土地は利用されていた。市としての当該土地の活用方法も検討いただきたい。</p>	<p>【商工振興課、産業基盤整備課、都市計画課】 当該土地・建物につきましては、所有するセイコープレジジョン(株)として今後使用する予定はなく、コンサル会社が仲介し、売却を進めているところがあります。 当該地は第一種住居地域に指定され、都市計画において住居の環境を守るため、住居及び3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどの用途に限られ、原則として大規模な工場の立地は出来ない地域であります。現在の工場は住環境を害する恐れがない施設として建築基準法に基づく許可を取得し建設したものであり、当工場を他の企業が承継する場合には、建物の用途が「現在の環境を悪化させない作業(従前と類似する作業)」に限定するとの条件があることから、思うように売却が進んでいない状況であると考えられます。 平成28年6月には、前述のコンサル会社から市に対して空き工場売却物件としての情報提供と希望する企業への紹介依頼があり、その際、栃木県の空き工場用地照会システムを紹介し、インターネットでの物件の情報提供が始まっております。これまでに立地希望の企業から数件の問い合わせをいただいておりますが、前述の条件があることから、売却には至っていない状況であります。 市といたしましては、当該物件を紹介するとともに、所有者に対し周辺地域の環境が悪化しないよう、適切な管理を要請してまいりたいと考えております。 また、現在、当該土地について市が活用する予定はありませんが、栃木市総合計画において、都賀インターチェンジを中心とした広域交流ネットワークを活かした産業等の活性化を図るエリアに位置しており、地域住民の意向を踏まえながら、用途地域の変更を含めた、土地利用の有効活用を検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>【商工振興課 TEL:21-2371、産業基盤整備課 TEL:21-2376、都市計画課 TEL:21-2431】 当該土地・建物につきましては、コンサル会社が仲介し売却を進めておりましたが、平成29年12月にセイコープレジジョン(株)の持株会社であるセイコーホールディングス(株)への譲渡を確認しております。 市といたしましては、草木等の良好な管理状況を確認しておりますが、新所有者に対しても周辺地域の環境が悪化することの無いよう、引き続き適切な管理を要請してまいります。 今後の土地利用に関しては、所有者側では現時点では未定とのことですので、市といたしましても、引き続き土地利用の有効活用を検討してまいります。</p>

【当日参加者からの質問及び要望等】

No.		質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
7	参加者	<p>【シビックコア地区整備計画について】 シビックコア地区整備計画について、費用と効果について、市民に分かりやすい形で示して欲しい。</p>	<p>【都市整備部長】 合同庁舎については国が整備するもので、国が費用を負担することになります。また、シビックセンターについては民間で施設を建設することになっております。その施設の一部に市の施設が入ります。その費用負担については今後検討していく必要があります。現時点ではどれくらいの費用を負担するかについては決まっています。 効果については、少し抽象的な説明になってしまっていますが、栃木駅前の賑わいを創出する、人を呼び込めるような施設を整備するという事で、シビックコア地区整備計画を策定しました。駅前という利便性を活かした土地に合同庁舎やシビックセンターを整備し、賑わいを創出していきたいと考えています。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：都市計画課 TEL:21-2431〕</p>
8	参加者	<p>【公共施設適正配置計画について】 公共施設の再編について、元々は1つの自治体で全てやってきたものがどうして急にこのような話になったのか非常に分かりにくい。基本的に、サービスは高い方に、負担は低い方に合わせることが合併の条件だったはず。特に、各地域の文化会館を、16万人の都市にふさわしいものに建て替えるというのは非常にナンセンスだと思う。再考を要するのではないか。 文化会館については、整理するとかいうことではなく、どこかを潰して新しいものを建てるということ自体がおかしいのではないかと。基本的に今の栃木文化会館で良いのではないかと。新しいものを建てる必要はないと思います。 また、現在施設の使用料が高くなっています。だから借りられなくなっているのも事実です。その点もよく考えてもらいたいと思います。これは要望です。</p>	<p>【財務部長】 まず初めに、サービスは高く負担は低くということで合併したのではないかと、という指摘についてお答えします。ソフト面、サービスについてはかなり改善されてきていると思いますが、今回は公共施設の適正配置ということでハード面のお話になると思います。この点については、合併以前の1市5町が、それぞれ公民館、体育館、コミュニティ施設、運動公園等、施設をフル装備で整備していました。各市町で縮減等もされてきたとは思いますが、残っている施設が大変多いのが現状であり、全部で445の施設が栃木市内にあります。これだけの施設を今後、建て替えて維持していくということになると莫大な財政的負担がかかります。公共施設だけで単年平均で66億円かかります。これだけの施設を更新しながら維持していけるのかというのを出発点として、今回の適正配置計画を策定いたしました。文化会館はそれぞれの地域にあるのだからそのまま残せばいいというお話ですが、文化会館については、市民アンケートの結果、利用率がかなり低いという現状が分かったことと、維持コストがかなりかかるということもあり、文化会館についても一度見直しをしてもいいのではということになり、今回のモデルの一つとして挙げました。しかし、市内で1つの文化会館にするのはまずいのではというご意見が市民の皆さまから出るかもしれません。そのため、統合するには市側だけで決めるのではなく、今後の在り方について十分に市民の皆さまと意見を交換し、費用負担等も考えながら、整理をさせていただきたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：公共施設再編課 TEL:21-2336・文化課 TEL:21-2495〕</p>
9	参加者	<p>【公共施設適正配置計画について】 公共施設の適正配置ということで、趣旨はよく理解できました。しかしながら、他の地域と比べて都賀は総合支所が大変古く耐震にも疑問があり、暗くて汚い。都賀公民館も暗くて汚いし、使いづらい。それから、赤津小学校の体育館もこのとおりです。老人憩いの家も廃止になりました。近々、保健センターも廃止になる予定です。他の地域に比べて都賀はそういった老朽化の進んだ施設が多いので、都賀を優先的に、そうした施設を統合した、使いやすい、明るい、来やすい施設にしていただければありがたいと考えておりますのでご配慮の程よろしく願いいたします。</p>	<p>【財務部長】 公共施設については、今、お話のあったとおりだと思います。現地調査を受けまして、私の方でもそのように認識しております。そういった中で、都賀総合支所については、一部改修ということで、修繕をする予定です。その後の対応につきましても、ご要望をしっかりと受け止めまして適切に対処していきたいと考えています。</p> <p>【市長】 公共施設適正配置計画について、都賀地域は何もかも古いということ、建て替え等は都賀を優先してやって欲しいということでしたが、危険性が高まっていて優先してやらなければならないといった場合は別ですが、一般的に都賀だけ何でも先にやるということは難しいと思います。他の地域でも同じ思いだと思いますので、そこは判断をさせていただきたいと思いますが、総合支所を含めた現状は我々もよく分かっていますので、どのように都賀地域の施設の再編を行っていくかは、今後も検討させていただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：公共施設再編課 TEL:21-2336〕</p>



[当日参加者からの質問及び要望等]

No.		質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
10	参加者	<p>【通学路について】 富張地区の赤津小学校から東に2本目の道路がでこぼこになっていて、白線も消えてしまっている。また、通勤車両の抜け道になっているため交通量も非常に多く危険です。雨が降ると、車の水はねが子どもたちに掛かってしまっています。この道路を通学に危険の無いよう整備をお願いしたいという要望です。</p>	<p>【教育部長】 市では、通学路の安全確保に関する取り組みの指針というものを定めており、学校を中心に毎年危険個所の調査を行い、結果が教育委員会の方に上がってきます。そして、道路管理者や警察、交通安全の担当と協議をして、対策を練ります。栃木市全体では、危険個所として毎年400箇所ほど上がってきますので、それぞれの場所について対策を練り、できるところから順にやっている状況です。今年の方については、すでに450箇所ほど教育委員会に上がってきており、これから各道路等管理者や警察などに、通知を発送するという状況です。ご要望の件については、具体的な場所を後で教えていただいて、すでに上がってきている450箇所の中に入っているかどうか確認させていただき、その後状況を検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>【建設水道部長】 通学路については確かに、でこぼこしている箇所もたくさんございます。今年度から生活道路舗装補修事業費として2億円の予算を取りました。道路整備は、用地買収が伴うので、なかなか進まないのですが、既存の道路を補修することで道路環境も改善されますので、そのようなことで進めてまいります。先ほど教育部長からも話がありましたが、道路部局でも一緒に現場を確認させていただき、できるだけ早く対応したいと思います。</p>	<p>【学校施設課 TEL:21-2464 ・道路河川維持課 TEL:21-2408】 当該箇所については、平成29年12月に地元自治会の役員の方と現場の確認をしました。補修につきましては、平成30年度の生活道路舗装補修事業にて舗装を実施する予定です。</p>
11	参加者	<p>【都賀西方パーキングエリアのスマートインターチェンジ設置について】 昨年11月に都賀西方パーキングエリアのスマートインターチェンジ設置の説明会があり、ETC搭載の全車両が通行できるという非常にありがたい施設が着工されることになりました。インターネット等で見ると、設置する市の市長さんが中心となって、その地域の振興をどのようにしたら良いか対策を検討しているそうです。都賀西方パーキングエリアのスマートインターチェンジ設置要望についても市長を中心に動いてきたことかと思っております。今後、スマートインターチェンジ設置に関した地域、栃木市北部、国道293号線沿いをどのような振興策を考えているのか市長にお伺いしたいと思います。</p> <p>【再質問】 再質問させていただきます。先ほどのスマートインターチェンジですが、実際もう少し市長が先頭に立って地域の振興策をどのようにやったらいいかということで特別な対策プロジェクトチームをつくってやるべきかと思うのですが、市長はリーダーシップをとってやるという意味はどうでしょうか。</p>	<p>【市長】 スマートインターチェンジは正に地域振興策の一つとして我々は位置付けております。スマートインターチェンジの近くには、宇都宮西中核工業団地もあり、国道293号線は交通量も多く、観光施設などもありますので、ここを通してそういった方々の利便性を高めていくということが大いに考えられるかと思っております。これは栃木市全域に言えることかと思っておりますが、産業化という点でも、このスマートインターチェンジがあることで利便性を高めることが考えられると思っております。また、大柿地区では、かねてからグリーンツーリズム等の試みで、体験型の農業や観光を行っていただいております。市の支援が足りないことは重々承知しておりますが、こうしたことをもっと強めていく必要があるだろうと考えています。</p> <p>【市長】 私としては、リーダーシップをとってやっているつもりですので、具体的にこうやるべきだということがもしお有りでしたら、指摘をしていただきたいと思います。 プロジェクトチームについても、必要があれば組みますが、要は何をするかということですので、具体的にやることがあり、そのためにプロジェクトチームを組むことが必要ということになればやらさせていただきます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:総合政策課 TEL:21-2302]</p>

[当日参加者からの質問及び要望等]

No.		質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
12	参加者	<p><b>【獣害対策について】</b> 自治会からの事前質問にイノシシのことがありました。大柿地区では、イノシシやシカ、ハクビシンなどの数が増えています。電気柵等に市から補助金が出ることに感謝しておりますが、イノシシはそれ以上に学習し、電気柵をくぐったり、飛び越えたり、また鼻で触らずに体当たりで策を押し中に入ったりしています。各畑や田んぼを一筆ごとに電気柵で囲っても、全体的には意味がないような状況です。年々被害が増えています。イノシシの対策については、個体数を減らす策を立てていただければありがたいと思います。</p> <p><b>【再質問】</b> イノシシの件については、以前農業新聞に、特区として全国で12か所害獣の処理施設を農林省が中心となって援助するというような記事が載ったのですが、それについては取り組む考えは無いのでしょうか。</p>	<p><b>【産業振興部長】</b> 獣害については、都賀地域に限らず、市内の全地域において、特に昨年度は、一昨年度に比べて大幅に増えたという状況があります。本市では今年度から、鳥獣被害対策実施隊というものを設置いたしました。隊長は、産業振興部の中の農林整備課長が担っております。市内の猟友会の皆さまや鳥獣管理士の方のご協力をいただきながら組織を設置しました。その中で、今年からは実施隊の中で勉強会を開催するなど、横の連携を取りながら、栃木市全体での鳥獣被害の低減に向けてスタートをしました。まだ発足して3か月ですが、今年しっかりと連携を取りながら取り組むことで、被害が低減できるかどうか、しっかり研究し、効果があれば、その輪を全市的に広げていきたいと思っております。</p> <p><b>【産業振興部長】</b> 害獣の処理施設を作る考えは無いかということでしたが、現時点では、そういった構想は持っておりません。今おっしゃっている施設というのは、捕獲したイノシシを処理してその肉を活用するというものだと思いますが、そういった話題は、栃木県内でも県東では議論されていると伺っています。その辺の動向も見据えながら、栃木市としてそういったニーズがあるかどうかとも考えながら、研究はしていきたいと思っております。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b> [担当課: 都賀産業振興課 TEL:29-1104]</p>
13	参加者	<p><b>【防犯灯について】</b> 赤津小学校の東側へまっすぐ向かってくる道路がありますが、学校までの約700mの間に防犯灯が1つしかありません。電柱がないと防犯灯の設置は難しいと聞きますが、申請すれば設置してもらえるでしょうか。また、防犯カメラも要所要所には必要なのではないのでしょうか。</p>	<p><b>【生活環境部長】</b> 防犯灯については、コストの面から、電柱があれば一番良いのですが、送電線が近くにあれば小柱を立てて設置することは可能です。ただ、場所がなければ設置できませんので、防犯灯を設置する場合には、自治会長さんからの要望のほか、電柱がない場合には、防犯灯を設置する土地の持ち主の同意を取っていただければ設置は可能です。また、設置する間隔の問題もありますので、所管課で改めて現地を確認して協議させていただきます。 防犯カメラについては、条例等を作成したところです。防犯灯と同じ課が所管ですので、後日お伺いし、状況を把握して検討させていただきます。</p> <p><b>【市長】</b> 防犯カメラについては、まさに条例を作ったところです。これは、自治会等でカメラが必要な場所を検討していただき、公共施設等であれば市で設置しますが、それ以外の場所では原則管理を自治会等で行っていただくものです。設置費用の4分の3は市が補助します。そうすることによって、要所要所に防犯カメラを設置することができると思っています。</p>	<p><b>【交通防犯課 TEL:21-2151】</b> 自治会長と協議し、赤津小東交差点に小柱を建柱して防犯灯1基を設置することとなりました。平成29年度中に設置いたしました。</p>



[当日参加者からの質問及び要望等]

家中小学校体育館

No.		質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
14	参加者	<p>【シビックコア地区整備計画について】</p> <p>シビックコア計画の土地に関しては、市所有の駅前の再開発のための土地になっていると思います。</p> <p>お隣の小山市では旧小山市中央郵便局の跡地に栃木市のシビックコア計画と同じように民間の業者を公募し、マンションが建設されました。小山市はその建物の2階をシビックセンターとして利用している形です。小山市としては、建物の底地及び建物の2階を占有している状態を民間業者との等価交換であると主張しているところではありますが、地元住民からは、この状況は金銭的に等価交換とは言えないとの声が多く上がっております。</p> <p>私は栃木市が小山市のような地元住民から不満が出るような状況に陥ることのないように、慎重に計画を執行して頂くことをお願いしたいと思っております。</p>	<p>【都市整備部長】</p> <p>シビックコアセンターについて、用地を一般企業に売却するのか、賃貸という形をとるのか、センター内の市の公共施設の専有部分を取得するのか賃貸とするのか等様々な要素を今後検討していくところであります。</p>	<p>【都市計画課 TEL:21-2431】</p> <p>平成30年1月9日より、栃木駅前の市有地において、建物を建設して事業を営んでいただく民間事業者の募集を開始しました。</p> <p>市有地の売却又は賃貸等については、事業者の提案によりますので、現時点では未定ですが、事業者が決定する8月頃には確定する予定です。</p>
15	参加者	<p>【公共施設適正配置計画について】</p> <p>市全体を考えた総論としてはその通りかと思っております。しかし、市の中心部から離れるほど中心部から離れた地域に住む住民が集会施設等を利用しにくくなります。そのような地元住民の声にしっかり耳を傾け、その声を反映した再編計画にしていただきたい。床面積割や人口割りなどの杓子定規な検討方法では地元住民の声を反映できず、不十分な計画になってしまっているのではないのでしょうか。これらを踏まえて公共施設再編計画についてどのようにお考えなのか伺いたしたい。</p>	<p>【財務部部長】</p> <p>質問者様のおっしゃる通り、市の中心部に公共施設を集中することになり、周辺地域に関しましては、公共施設の整備が遅れてしまうといったことが懸念されています。それらに対応するために、市としては、すでに市民の皆様を対象にアンケート調査を実施しているところであります。アンケート調査にていただいたご意見を基に、これから庁内で計画を策定していくこととなります。また、検討を進める中で市民の皆様の声に対しては、丁寧に対応し、しっかり考慮していきたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：公共施設再編課 TEL:21-2336〕</p>

No.		質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
16	参加者	<p><b>【水道水について】</b>                      県が県南水道水として、南摩ダムの水を栃木、壬生、石橋に供給するという計画を立てています。県が各自治体にこの計画に参加してほしいということを訴え、各自治体に参加するという旨を回答した場合は、独立行政法人等を立ち上げ、水道事業の運営に着手するという話を聞いています。この計画に参加すると水道料が1.5倍程になってしまう、また市長が渇水時に必要であると話している表流水ですが、この表流水は渇水時に真っ先に枯渇することが予想され、南摩ダムの表流水も例外ではないと考えます。渇水対策に一番対応できるのは地下水であると考えます。これらを踏まえ、南摩ダムの表流水を利用することは渇水対策に成りえないと考えます。また、現在地下水を使用することで地盤沈下もほとんどありません。さらに、安全安心な水の利用という点についても、原子力発電所の事故による汚染に見られるように表流水が一番危険です。以上の点を踏まえて、県から南摩ダムの計画に参加するよう要請があった場合には、栃木市として、断っていただきたいと思えます。この計画に参加し、栃木市民が1.5倍の値段の水を飲むことにならないように、市としての決意の程をお聞かせください。</p> <p><b>【再質問】</b>                      県南広域水道計画について、南摩ダムの表流水を使用することについて、納得できない部分があります。ダム建設計画に参加することを決めたから、県は利水分の金を支払ったのです。当初は、その利水分の金は農業用水として、農家に転嫁するということでした。2001年に都賀町と西方町は、このような農業用水の計画について、いらない、参加しないということを確認に県に通告しました。当時の新聞にもそのことが掲載されています。その結果、農業用水としての利用ができなくなり、県が県南水道水という名称を付けたのは2015年です。最初に計画に参画してしまったら、計画の途中で脱退するということはできないのです。小山市も鹿沼市も計画に参加しているために県に金を支払っています。しかし、鹿沼市は市長が変わり、県南水道水を使用することで浄水場に100億円から200億円の経費が掛かることを見越して、県に対して金を支払うが、表流水を使用した上水道は整備しないと表明しています。つまり鹿沼市は、一度計画に参画してしまったために、表流水を使用しないと決めても維持費としてのお金を支払うことになりました。県は水が不足するからと計画を策定したが、現実には水は不足していません。ダムの面積も足りません。だから農業用水としての利用もできないので、県南水道水として利用することにしました。この計画に参加するということは、お金を支払うことは確定します。以上の事から、この計画に参加して欲しくないと主張しているのです。</p>	<p><b>【総合政策部長】</b>                      現在栃木市は水道水について、100%地下水を利用しています。県南地域については、栃木市と同様の状況の市町が多いと聞いています。そういった中で県の思川開発事業、いわゆる南摩ダム事業については、栃木県の利水・治水のために事業を行うものです。栃木市としては、利水の観点から南摩ダムの表流水を使用する計画に参加しているところです。県南地域の栃木市を含めた100%地下水を利用している市町において、地下水のみの利用では今後発生してくる水の問題に対応しきれない可能性があるという管理上の問題により、表流水を使用できる権利を確保しておきたいということで、県の南摩ダムの表流水の使用に関する協議会に参加しているところです。その協議会の中では、確かに南摩ダムの表流水を使用するという前提で協議が進められています。ただ、先ほどの質問者様からのお話にあったような水道料金が1.5倍になる、美味しくない水が市民に供給されるといったことは、現在調査が行われていないことから指摘のありました事項を含め、どのようになるのか全く分からない状況です。今後、上記の事柄を含め、調査については県が行う予定ですが、現在調査は着手されていません。栃木市としては、今後県の調査の結果や取り組み等動向を注視しつつ協議会に参加し、必要な情報については市民の皆様を提供しながら計画を進めていきたいと考えています。</p> <p><b>【総合政策部長】</b>                      県南広域水道整備計画というのは、これから県が作成していくものです。これは計画に参加している市町が同意をし、意見を集約できた段階で県に対して計画作成をするように申請します。現段階では、今後どうなるのか全く分からない状況です。また、表流水について、表流水を使用するかどうかの前に、表流水を使用できる権利を確保しておきたいと考えております。現在、地下水で全ての需要に対して対応できていますが、その状況が未来永劫続くことが保証できるのかは誰にもわかりません。市民の皆様が安定した水の供給を行う市としては、危機管理上の問題として地下水以外の水を使用する選択肢を市の権利として確保していくことが必要であると考えています。また表流水を使用する権利を確保することは容易ではなく、表流水を使用したいと考えたとしても、付近の川の表流水を使用する権利はないので表流水の使用は出来ません。栃木市が現在表流水を使用する権利を確保できるのは、思川開発の表流水に関するものだけです。そういったことから市としては、計画に参画して表流水を使用する権利を確保したいと考えています。しかし、今後実際に表流水を水道水として使用するための水道管を市内に敷設するのか、水道水がどうなっていくのかということ等については、未定であるとともにこれからの課題です。今後、検討部会等で十分に協議していくところですので、どうかご理解いただきたくお願い申し上げます。</p>	<p><b>【総合政策課 TEL:21-2301】</b>                      市としては、長期的視点に立ち、市民生活や産業に不可欠である水を安定的に確保するため、表流水を取得する権利を確保しておきたいという考えから県の思川開発事業への参画について賛同しています。                      そして、県と関係市町で構成する県南広域的水道整備協議会及び県南広域的水道整備事業検討部会において、県南地域を対象とする広域的水道整備計画やその事業について検討しています。                      平成29年7月には、検討部会が開催されましたが、県より新たな資料や新たな情報は示されておらず、検討材料は何もない状況ですが、この水道水源の課題は、市民にとって身近で重要なことですので、平成29年11月号の広報とちぎで、事業の現状についてお知らせをしたところです。                      今後についても、事業の進捗や協議の進展が図られた場合には、広報とちぎ等の媒体を通してお知らせするとともに、市民の皆さまにもきちんと説明し、意見を求めたうえで判断していくことになることを認識しております。</p>

[当日参加者からの質問及び要望等]

No.		質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
17	参加者	<p>【道路について】 都賀地域の道路について、劣化が著しい箇所が多く見受けられます。周辺住民が道路の補修の要望を提出してもなかなか対応していただけない、また対応していただいても軽微で雑な補修のみといった状況です。大型道路や大型開発中心だけではなく、生活道路の補修についても力を入れて対応し、大切にするという姿勢をとって頂きたいと思えます。</p>	<p>【建設水道部長】 お話のとおり栃木市の道路は現在簡易舗装の箇所が多く、道が平らではない箇所が多く見られ、市民の皆様にはご不便をおかけしているところですので。そういった現状を踏まえ、今年度より主要事務事業として「生活道路舗装補修事業」という事業を新たに創設し、2億円の予算で生活道路・通学道路を中心に優先的に修繕していくこととなっています。主要事務事業となったことで、皆様のご要望に以前よりも早く対応できるようになるかと思えますのでよろしくお願ひいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:道路河川維持課 TEL:21-2408]</p>
18	参加者	<p>【夢ファーレ事業について】 私が所属している組織のイベント運営に際し、イベントの第1回から第3回まで「夢ファーレ」よりそれぞれの開催の際に30万円ほど補助を頂いていました。しかし、今回第4回目の開催に際しては、補助金が打ち切りになってしまいました。私たちの組織もイベントの開催について、財政的に厳しいところがあります。以上の事から、1つのイベント開催ごとに補助金を頂ける仕組みを作って頂きたいと思っています。地域活性化の面から考えても、財政的なことが原因で地域のイベントの開催が困難になってしまうことでしょうか。どうかよろしくお願ひいたします。</p>	<p>【総合政策部長】 まず始めに、市民活動に関しまして積極的に活動いただきありがとうございます。質問者様の組織のような地域に根差した活動を行う団体の活動を支援することが「夢ファーレ」の補助金の趣旨です。「夢ファーレ」の補助金については、補助金を支出出来る年数に制限があり、永続的な補助金の支出は出来ないなどの一定の決まり事があるのが実情です。そういった状況の中で市民活動等が自立した状態で継続して運営していただければ大変ありがたいと思います。しかし、現実としてはイベントの開催に際して、資金的な問題というものがあるといことはよくわかることです。先日、国府地区公民館で市民活動等に関する団体の実績報告会がありました。その際にみなさん「くらら」という市民活動センターをご存知でしょうか？報告会には、「くらら」のセンター長も来ていましたが、センター長のお話の中で、「多くの団体が資金面の問題を抱えている等各団体様々な悩みがあるかと思えます。市の「夢ファーレ」事業については、補助年数の制限等ありますが、助成制度は県や国、他の団体のものなど様々なものがあり、色々お力になれることもございますので、是非「くらら」にご相談ください。」ということがありました。市民活動センター「くらら」への相談というのも手段の1つとして是非ご検討いただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:地域づくり推進課 TEL:21-2332]</p>
19	参加者	<p>【オリン電社に関する裁判について】 先日東京高等裁判所より元副市長に対して、2億5000万円の支払い命令が下されたことと思えます。本判決は、百条調査委員会及び第一審での資料をよく吟味の上で出されたものと聞いています。また、最高裁判所に上告する流れであるとも聞いていますが、見通しとしては上告棄却される可能性が強いと関係者より聞き及んでおります。ここで問題となるのは、2億5000万円という金額をどのように回収していくのかというところで、鈴木市長の手腕が試される場所だと思えます。是非とも競売申立等どのように対応するのか等、これからの見通しについてお伺ひしたいと思います。</p>	<p>【総合政策部長】 今年の3月に控訴審の判決が出され、一審の判決を大きく変更する判決となりました。これから上告する予定ということですので、上告審については、それ以降となります。上告後に上告するに値する理由があるのかどうか等審議されることになり、上告審の方向性について示されるのは、早くても今年の秋以降になると言われています。ご指摘のあったようなこれからのように動いていくのか等は、様々な考えがあるとは思いますが、今まで出た要素を踏まえて弁護士等を含めて協議し、検討していくこととなります。いずれにしても上告審についてはどうなるかわからない状況であり、はっきりとした方向性を示すことは難しいかと思えますが、あらゆる可能性を考慮し、対応策を検討していきたいと考えています。</p>	<p>【総合政策課 TEL:21-2304】 平成30年3月16日に相手側からの上告は棄却され、判決が確定しました。(平成30年3月末現在)。</p>



[当日参加者からの質問及び要望等]

No.		質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
20	参加者	<p>【防犯カメラについて】 先ほど設置の補助金の条例が議会に提出されたという話がありました。しかし、本来防犯という市民の安全に関する問題については、行政の独自課題であり、とりわけ県政が中心となって行うべきものであると考えます。もちろん市も無関係ではありません。その上で必要な場所については、市が防犯カメラを設置すべきであり、むやみに補助金を支出するから防犯カメラを設置したらどうですかと市民に投げかけるやり方は、本末転倒であると思います。以上の点について、どのようにお考えなのかお伺いします。</p>	<p>【生活環境部長】 防犯カメラの補助金については、「栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を、7月に公布予定です。防犯カメラを設置することで、種々の問題を防ぎ、皆様の安心・安全な街をつくることを目的としているものです。この条例は、自治会等市民の皆様に防犯カメラの設置を奨励するだけでなく、行政が積極的に市有施設等公共施設に防犯カメラを設置していくという意図もあります。しかし、それらの動きを進めていく一方でプライバシーの問題等も発生してきます。このプライバシー等のいろいろな問題に対して、行政自らを律し、防犯カメラを適正に運用するという目的もこの条例は含んでいます。各自治会で防犯カメラを設置したいという要望があり、市へ申請いただけましたら、いくつかの確認をさせていただき、最高で設置費用等の4分の3、上限30万円の補助金を受けることもできます。以上の事から繰り返しになりますが、一方的に自治会等市民の方々を縛るものではなく、市自らを縛り、律する条例であることをご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>【市長】 防犯カメラにつきまして、ご意見の通り行政で担うべきことであると思ひます。しかしながら、全てを行政で設置することは難しい状況の中で、公共施設に関しましては当然行政が防犯カメラを設置致します。それ以外の商店街や通学路などに関して、市が全ての場所にカメラを設置することは時間的にも財政的にも厳しいことがあります。そのことを踏まえて自治会等が地域の人たちの安全を守るために防犯カメラを設置頂けるのであれば、市から一定の補助をさせていただき、というものが今回の条例です。行政が担うべきことの一部を皆様の善意に頼る形であり、ご協力いただければ大変ありがたいというものです。決して自治会等の皆様により市が行うべきものの一助をやるという趣旨のものではございませんので、本条例の趣旨についてご理解いただければと思ひます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：交通防犯課 TEL:21-2151〕</p>
21	参加者	<p>【公民館の使用料について】 先日都賀公民館を使用して驚きましたが、夜に使用して3,600円使用料がかかりました。都賀町時代は、夜に使用した際には最大で1,200円ほどで、現在は昔と比較して使用料が3倍となっています。先ほど「くらら」の話がありましたが、地域公民館については、地域の人たちのコミュニティの場として利用されることが多いと思ひます。「くらら」のような登録団体は地域公民館使用料を無料にするなど大いに検討して頂きたいと思ひます。</p>	<p>【財務部長】 公民館使用料が町時代の3倍程になっているということですが、合併前は、それぞれの旧市町の施設の使用料は旧市町ごとに全て異なっていました。それを平準化したため、都賀地域の公民館使用料は、以前より上がってしまいました。使用料等については、値段が低い方に合わせるべきという考えもあるかと思ひますが、各施設使用料の平均を計算し、平準化したところですが、また、施設使用料の減額・減免措置等の話も出てくることと思ひますが、栃木市の社会教育施設については、市に登録されている社会教育団体に対し、一定割合の施設使用料の減額・減免措置を行っているところです。質問者様の所属されている団体が、どのような性質の団体化は存じ上げておりませんが、市としまして、以上の事を行い、対応している状況ですので、どうかご理解いただきたく思ひます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：財政課 TEL:21-2321・公民館課 TEL:21-0352〕</p>